

令和3年2月2日掲載※
(令和3年1月19日)

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

山梨運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和3年1月19日
(2) 事業者の氏名又は名称	有限会社滝澤観光バス (法人番号: 9090002013727) 代表者 柳本健
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 山梨県韮崎市本町4-8-22 (本社営業所) 山梨県韮崎市本町4-8-22
(4) 行政処分等の内容	処分日車数50日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3. (6)により文書警告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項
(6) 違反行為の概要	令和2年11月12日、定期的な監査を実施。5件の違反が認められた。(1)疾病のおそれのある乗務(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第5項)、(2)乗務等の記録の記録事項不備(運輸規則第25条第2項)、(3)運行指示書の記載事項不備(運輸規則第28条の2第1項)、(4)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(5)定期点検整備等の未実施(運輸規則第45条)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 5点 当該事業者の累積点数 5点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2. (4)但し書き参照)

※当該行政処分等については、令和3年1月19日付で公表すべきものですが掲載作業に不備があったため公表が遅れたものです。